

年休裁判勝利！ 会社のここが不合理だ！ シリーズ③

## 年休申込簿は仮の物！？ 年休を申し込まなかったことにされる！？

これが仮の物なんだってさ！

箇所長	管理者	年次有給休暇申込簿			
申込月日	職名	氏名	時季指定日	事由	備考

上は、誰もが記入したことがある「年休申込簿」です。会社は、これを「仮の届け出」と言うのです。おかしいとは思いませんか？

### え～、年休申し込みがなかったことに？

大多数の職場で、年休申込日が特休または公休にされる場合があります。労働基準法上では、年休が付与されなかった場合、時季変更権が行使されたということになります。どうやらJR東海の場合、時季変更権の行使とは言わないようです。会社は「年休の届け出はなかったものとして取り扱っている」と言っています。社員の年休申し込みがなかったことにされては困ります。

### 「仮の届け出」って一体何なの？

仮の物があれば正式なものもあってしかるべきです。今まで私たちが記入してきた「年休申込簿」が仮の物というなら、正式なものはどこにあるのでしょうか？ 会社準備書面（4）では「人事部勤労課長が各人事担当課長に宛てて発信した社内公式文書で明記している」と、就業規則に載っていないことまでも持ち出しています。運良く年休が入った場合、「正式な年休申込簿」に書くのでしょうか？ そんなことはありません。身勝手な解釈ですよ。

### 目的は年休抑制！

年休申込日を特休・公休にすれば、年休を付与しなくても済むし、時季変更権の行使をしたことにならないし、まことに会社に都合の良い「勝手解釈主義」です。